

資料提供

令和7年3月31日（月）

課 名：監査委員事務局

担当者：岡本

電 話：082-513-5113

ホームページで公開している住民監査請求による監査結果において
個人情報に記載されたファイルを誤掲載した事案について

1 概要

住民監査請求による監査を行った場合は、地方自治法第242条第5項により、監査結果について請求人等に通知するとともに、公表することとされており、本県では、公表（県報、県ホームページ）に当たっては、プライバシーや個人情報保護の観点から、請求者の住所・氏名は省略し、関係者等の氏名等はアルファベットに置き換える取扱いとしています（公表されている情報など、置換を行わない場合もあります）。

このたび、県の監査委員事務局のホームページで公表した住民監査請求の過去の監査結果1件について、3月26日10時から翌日19時30分頃まで、インターネット上で請求人の住所・氏名及び請求内容に関係する法人の名称・代表者氏名が表示された状態になっていたことが判明しました（令和元年度～5年度の監査の結果9件中1件）。

当該ファイルについては直ちに公開を停止し、個人情報が掲載された個人及び関係法人の関係者（連絡が取れた方）には経緯を説明の上、謝罪いたしました。

このような事案が発生したことを重く受け止め、個人情報の適正管理を徹底し、再発防止に努めてまいります。

なお、当事務局のホームページを点検したところ、当該ファイル以外には個人情報が掲載されたものはないことを確認しています。また、当該ファイルについては正しいものに修正の上、現在は公開を再開しています。

2 経緯

3月26日（水）10時	ホームページに誤ったファイルを公開
3月27日（木）18時30分頃	県民からの電話により判明
同日 19時30分頃	当該ページの公開を停止
3月28日（金）午前～	関係者に謝罪（連絡が取れていない1名には引き続き連絡中です。）
同日 16時	全体を点検、誤ったファイルを修正して、公開を再開

3 発生原因

現在、監査委員事務局のホームページの構成をわかりやすくするため、サイトマップを修正し、ページの更新を行っていますが、その過程において、担当者が誤ったファイルを登録し、また、上司が内容を十分確認しないまま承認手続を行ったために生じたものです。

4 再発防止策

- ・ 住民監査請求の監査結果の公表時には、個人情報を伏せる必要があることを改めて周知徹底する。
- ・ 住民監査請求の監査結果のホームページ公開申請時には、複数人でファイル内容を確認する。
- ・ 上司による申請内容の確認を徹底する。
- ・ 担当者と上司により、公開したホームページを確認する。